

## 愛知県立熱田高等学校創立 70 周年記念事業実行委員会会則

(名 称)

第 1 条 本会は愛知県立熱田高等学校創立 70 周年記念事業実行委員会という。

(所在地)

第 2 条 本会の所在地は、〒456-0054 名古屋市熱田区千年 1 丁目 17 番 71 号  
愛知県立熱田高等学校内に置く。

(目 的)

第 3 条 熱田高校（以下「本校」という。）創立 70 周年記念事業を円滑かつ適正に遂行  
するため、「本校同窓会」、「本校 P T A」、「本校部活動各団体」の 3 者が互い  
に一致協力して事業を成功に導き、もって本校の活性化と教育活動の振興を図  
ることを目的とする。その目的を達成するため、「本校同窓会」「本校 P T A」  
「本校部活動各団体」の代表者で本委員会を構成する。

(事 業)

第 4 条 前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 運動場の人工芝化を図り併せて関連施設の整備。
- (2) 国際交流事業並びに部活動支援。
- (3) 記念誌・会員名簿の発行及び記念総会等の開催。
- (4) その他目的達成に必要な事業。

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

委員長には同窓会長が就き、他の役員は委員長が指名する。

- (1) 委 員 長 1 名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 会 計 若干名
- (4) 会計監査 2 名
- (5) 事務局長 1 名

(部 会)

第 6 条 本会に次の部会を設け、委員長が部会長、副部会長及び委員を委嘱する。

- (1) 式典部会 記念式典に関すること。
- (2) 祝賀会部会 事業に伴って行われる総会及び祝賀会に関すること。
- (3) 記念誌部会 記念誌発行に関すること。
- (4) 建設部会 記念事業に係る建設に関すること。
- (5) 募金部会 記念事業に係る広報及び募金に関すること。
- (6) 会員名簿部会 会員名簿の発刊に関すること。
- (7) その他委員長が必要と認める部会（下部組織を含む）

(名誉顧問・顧問及び参与)

第7条 本会に、名誉顧問・顧問及び参与を置くことができる。

- (1) 本校の歴代学校長・歴代PTA役員、同窓会役員等から、会長が必要と認める者を委嘱する。

(役員職務)

第8条 (1) 委員長は、この会を代表し、会務を統括する。

- (2) 副委員長は、委員長を補佐して会務を掌理し、委員長が定めた順序により委員長に事故あるときは、その会務を代行する。

- (3) 会計は、この会の会計を担当する。

- (4) 会計監査は、この会の業務執行及び財産の状況を監査する。

- (5) 事務局長は、この会の事務を担当する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、令和5年3月末までとする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議開催及び招集)

第10条 実行委員会が必要に応じて委員長が招集する。

(会議議長)

第11条 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

(会議定足数)

第12条 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開催できない。

(会議議決)

第13条 会議の議決は、会議に出席した構成員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第14条 この会の必要な経費は、同窓会からの補助及び寄付金からなる「熱田高等学校創立70周年記念事業実行委員会費」をもって充てる。

(期間)

第15条 本会規約の施行は、本会の結成のときに始まり、本会の解散のときに終わる。

(細則並びに規定等)

第16条 この会則の施行についての細則並びに規定等は、役員会の議決を経て委員長がこれを定める。

附 則 この会則は、令和元年10月4日から施行する。また同日を設立日とする。